



いざ！！という時、あなたはだいじょうぶ？？？

もし、突然自宅で具合が悪くなったり、大きな地震や災害が起きた時、あなたの異変に気づいてくれる人はいますか？

「最近あの人を見かけない」と心配をしてくれる人はいますか？
いざという時、異変に気づいてもらうには、日頃からお互いに見守りあい、支え合うための「つながり」をもつことが大切です。
さて、あなたはいくつ「つながり」をもっているでしょうか？

例えばこんな「つながり」があります・・・

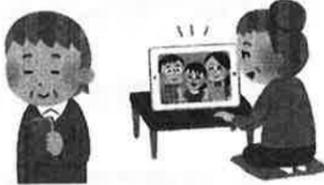
ご近所へのあいさつ



自治会活動や老人クラブ



定期的な家族への連絡



地域の茶の間・サロン



あんしん連絡システム



体操教室や趣味のサークルへの参加



宅配弁当や新聞配達などの定期的な訪問



どうでしたか？

もしも「つながり」が少なくて心配になったら、まずはご近所の方にあいさつを試みるなど、小さな「つながり」から作ってみてはいかがでしょうか。
秋には多くの地区で防災訓練が行われます。防災訓練はみんなで助け合うための「つながり」作りの第一歩になります。気軽に参加してみましよう！



地域の茶の間や体操教室に参加してみたい、不安だけどどうしたら良いかわからない、そんな時にはお気軽にご相談ください。

新潟市地域包括支援センター宮浦東新潟 ☎ 025-240-6111

みどり

新潟市地域包括支援センター宮浦東新潟
(住所) 新潟市中央区鏡1-5-16
(電話) 025-240-6111



平日：8時30分～17時30分(祝祭日を除く)
土曜：8時30分～12時

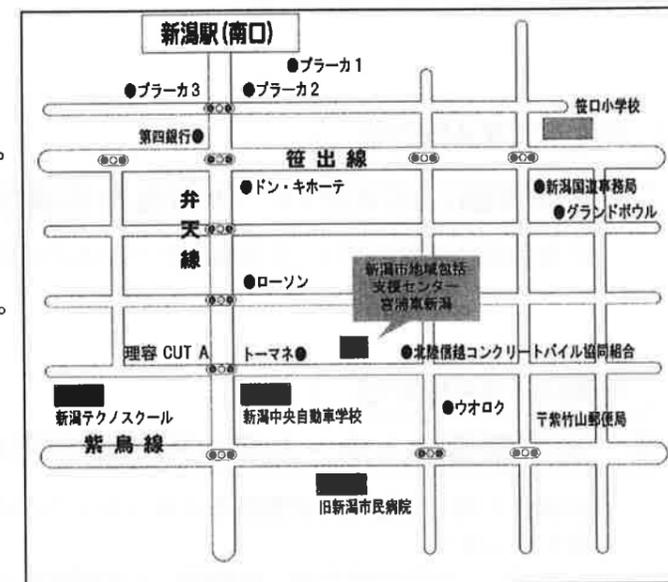
今回は、「地域包括支援センター宮浦東新潟の出張相談」、「介護保険制度改正について」、「詐欺に注意!!」、「いざ!!という時あなたはだいじょうぶ??」についてお届けします。

地域包括支援センターでは...

65歳以上の方を対象に

- *保健・福祉・介護のこと等、ご相談下さい。
- *体力の低下が心配な方に、介護予防の説明や介護予防支援計画作成を行っています。
- *権利を守るための相談を受け付けています。
- 他に...
- *地域のケアマネージャーの支援を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守いたします。



地域包括支援センター宮浦東新潟の出張相談

現在、下記の5ヶ所出張相談を行なっています。相談は無料で、予約不要です。血圧測定だけでも大歓迎です。お近くの会場にお気軽にお越しください。

老人憩の家 沼垂荘	第1 火曜日	13:00～15:00
地域の茶の間 「よろてば沼垂」	第2 金曜日	13:30～15:30
みんなのおうち (本馬越)	第3 月曜日	10:30～11:30
老人憩の家 米山荘	第3 火曜日	13:00～15:00
長嶺サロン チューリップ	第4 木曜日	13:30～15:00



こんな時に相談ください

- 介護や健康について (介護保険を利用したい、寝たきりになるのが不安、今の健康を維持したい、など)
- 権利を守ることに (振り込め詐欺について、成年後見制度、財産の管理について、虐待について、など)
- いろいろな相談ごと (近所にある高齢者の集まりに行きたい、体操教室に行きたい、など)

平成27年度介護保険制度改正について

平成27年4月から

1 介護保険料が変わります。

介護保険料は、介護保険事業計画にあわせて3年ごとに見直します。要介護認定者の増加、サービスの利用希望の増加により保険給付に係る費用の増大が見込まれるため、平成27年度から改定させていただきます。詳しくは7頁をご覧ください。

また、介護保険給付費の公費負担分（5割）に加えて別枠で消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

平成27年4月から

2 介護報酬が改定され、利用者負担額が変わります。

介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスの利用者が支払う利用者負担額が変わります。

平成27年4月から

3 特別養護老人ホームの入所基準が変わります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。

ただし、以下の場合は、特例的に入所が認められます。

継続入所

○制度改正前から入所していた要介護1・2の人や、要介護3以上から要介護1・2に状態が改善した人

新規入所

○要介護1・2の人で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められ、施設ごとに設置している入所検討委員会での検討を経た場合

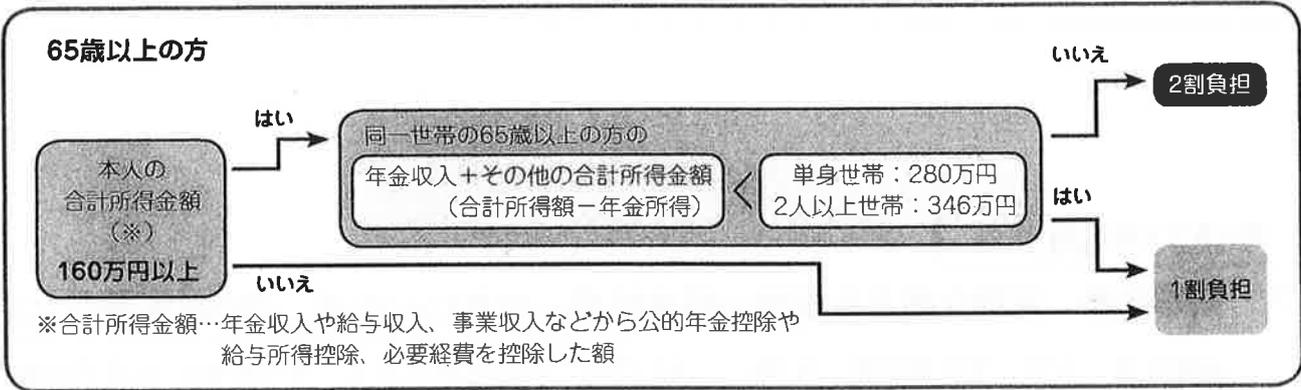
○制度改正後に新規入所したのち、要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された人で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく難しいと認められる場合



平成27年8月から

4 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります。

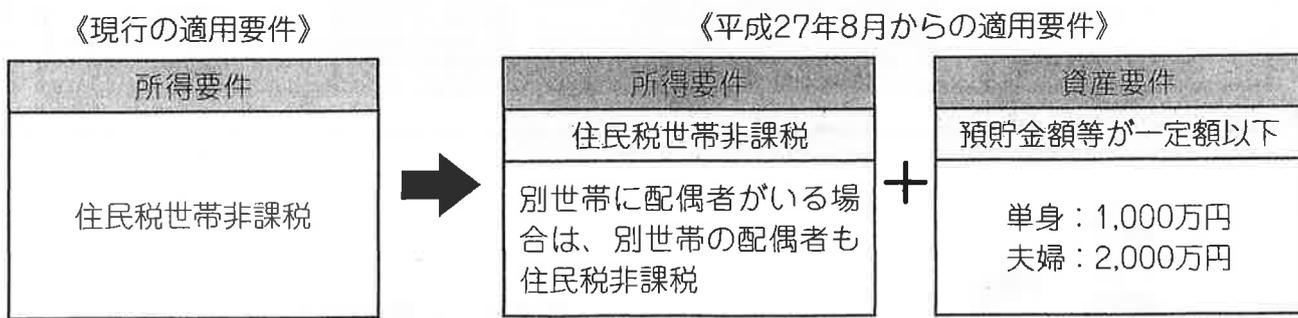
一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で346万円以上、単身世帯で280万円以上）がある65歳以上の人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割に変更になります。
 ※要介護認定を受けている方に毎年7月下旬に負担割合証をお送りします。はじめて要介護認定を受けた方には随時お送りします。



平成27年8月から

5 低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります。

低所得の施設利用者のうち、世帯分離していても、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の補助はありません。



平成27年8月から

6 高額介護サービス費等の一部の上限額が新しくなります。

高額介護サービス費等の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が出て、世帯内の65歳以上の人の年収の合計が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人を対象になります。

《現行》		《改正後》	
利用者負担段階区分	限度額	利用者負担段階区分	限度額
第4段階 (課税世帯)	37,200円	現役並み所得者	44,400円
		一般	37,200円

平成27年8月から

7 高額医療・高額介護合算制度の限度額が一部変わります。(70歳未満の人)

高額医療・高額介護合算制度（医療と介護の両方に自己負担があり、それぞれの制度での限度額を適用後の年間自己負担が、合算制度に定める限度額を超えたとき、超えた分が支給される制度）の限度額が、平成27年8月の計算期間分から70歳未満の人だけ変更されます。

70歳未満の高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

所得 (所得金額－基礎控除額)	被用者保険または国民健康保険+介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)		
	～平成26年7月	平成26年8月 ～平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	126万円	176万円	212万円
600万円超～901万円以下		136万円	141万円
210万円超～600万円以下	67万円	67万円	67万円
210万円以下		63万円	60万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円	34万円



新潟市 介護保険サービスガイドより

詐欺に注意！！

そんなに高齢じゃないから騙されない

被害者は、高齢者・女性の割合が高いですが、
45%は70歳代以下の人です。

高齢女性だけが騙されているわけではありません。



息子は一緒に住んでいるから、「オレオレ詐欺」は大丈夫

「さっき携帯が壊れて、人に借りている。」

「今、仕事で失敗をして、すぐ金が要る。」

「喉が痛くて声を変なんだ。疑うなんてひどいよ。」

等々。相手は「騙しのプロ」巧みな話術で話を進めます。



被害を防止するために

- ・お金の話は一人で決めず、必ず周囲の人に相談する。
- ・家族で電話に出る際の合言葉を決める。
- ・在宅時も留守番電話を活用する。
- ・電話での儲け話は詐欺だと疑う。
- ・「自分は絶対騙されない」という自信は捨てる。

STOP
詐欺



家族や親せき、近所の人、友人同士などで、詐欺について話し、
日ごろから、詐欺に対する意識を高めることが大切です。